



平成 18 年 5 月 18 日

各 位

奈良県磯城郡川西町大字吐田 150 番地 3
G M B 株 式 会 社
代 表 取 締 役 社 長 松 岡 信 夫
(コード番号：7214 大証第二部)
問 合 せ 先 執 行 役 員 経 営 管 理 室 長 阪 口 有 一
(TEL 0745-44-1911)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 5 月 18 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 23 日開催予定の第 44 期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更の議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 当社は、経営環境の変化に迅速かつ適確に対応を図るため、執行役員制を導入したことにより、取締役の員数を 10 名以内に減員することとし、現行定款第 16 条（取締役の員数）について所要の変更を行うものであります。
- (2) 当社は、グループ経営のより一層の強化を図るため、グループ統括議長として取締役会長の選任にあたり、現行定款第 12 条（招集者および議長）、第 20 条（取締役会の招集者および議長）について、所要の変更を行うものであります。
- (3) 「会社法」（平成 17 年法律第 86 号）が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。
 - ① 会社法第 326 条第 2 項の規定に従い、当会社に設置する機関を定めるため、第 17 条（取締役会の設置）、第 28 条（監査役および監査役会の設置）、第 37 条（会計監査人の設置）を新設するものであります。
 - ② 会社法第 214 条の規定に従い、株券を発行する旨を定めるため、第 6 条（株券の発行）を新設するものであります。
 - ③ 会社法第 370 条の規定に従い、必要が生じた場合に書面または電磁的方法により取締役会の決議を機動的に行うことができるよう、第 25 条（取締役会の決議の省略）を新設するものであります。
 - ④ 定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。
 - ⑤ 旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。
 - ⑥ 上記各変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 18 年 6 月 23 日（金曜日）
定款変更の効力発生日	平成 18 年 6 月 23 日（金曜日）

3. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. 自動車部分品の製造および販売</p> <p>2. 各種工作機械（旋削機械、研磨機械、鍛造機械、）および部品、付属品、工具の製造および販売</p> <p>3. 自動車部品の加工設備の設計、施工ならびにコンサルティング業務</p> <p>4. 上記設備に付帯する設備機械、治具、工具および金型類の製造および販売</p> <p>5. 不動産の売買および賃貸</p> <p>6. 上記各号に付帯関連する一切の業務</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 (現行どおり)</p> <p>(1) (現行どおり)</p> <p>(2) (現行どおり)</p> <p>(3) (現行どおり)</p> <p>(4) (現行どおり)</p> <p>(5) (現行どおり)</p> <p>(6) (現行どおり)</p>
<p>(公告の方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p>	<p>(公告方法)</p> <p>第4条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行する株式の総数)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は、19,000,000株とする。</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株 式</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は、19,000,000株とする。</p>
<p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p>(株券の発行)</p> <p>第6条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>
<p>(自己株式の取得)</p> <p>第6条 当社は、<u>商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u></p>	<p>(自己の株式の取得)</p> <p>第7条 当社は、<u>会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議をもって市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u></p>
<p>(1単元の株式の数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第7条 当社の1単元の株式の数は、100株とする。</p> <p>2. 当社は、1単元の株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。</p>	<p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>2. 当社は、第6条の規定にかかわらず、<u>単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</u></p>
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第8条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p>2. <u>名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。</u></p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録および単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当社においては、これを取扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p>2. <u>株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議をもって選定し、これを公告する。</u></p> <p>3. 当社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備置き、その他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第9条 当社の株券の種類、株式の名義書換、実質株主通知の受理、実質株主名簿の作成、株券の交付、株券喪失登録および単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱いおよび手数料については、取締役会で定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株式に関する手続きおよび手数料は、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p>(基準日)</p> <p>第10条 当社は、毎決算期日の最終の株主名簿に記載または記録された株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>2. 前項、その他定款に別段の定めがある場合を除き、必要ある場合には、取締役会の決議により、あらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎決算期日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。</p> <p>2. 総会は、本店所在地またはこれに隣接する地のほか、大阪市もしくは奈良県奈良市において招集する。</p>	<p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第11条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じて随時これを招集する。</p> <p>2. (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(定時株主総会の基準日)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</p>
<p>(招集者および議長)</p> <p>第12条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、代表取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>2. 代表取締役社長に事故あるときには、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p>	<p>(招集権者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づき、代表取締役会長が招集し、その議長となる。</p> <p>2. 代表取締役会長に事故あるときには、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。</p>
<p>(決議の方法)</p> <p>第13条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第14条 (現行どおり)</p> <p>2. 会社法第309条第2項の定める決議は、議決権を行使することができる株主（実質株主を含む。以下同じ。）の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p>
<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第14条 株主は、当社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、株主または代理人は株主総会毎に、代理権を証する書面を当社に、提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使)</p> <p>第15条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合には、株主または代理人は株主総会毎に、代理権を証明する書面を当社に、提出しなければならない。</p>
<p>(議事録)</p> <p>第15条 株主総会の議事録は、議事の経過の要領およびその結果を記載し、議長および出席した取締役がこれに記名押印する。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第16条 株主総会の議事録は、議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役および取締役会 (新設)	第4章 取締役および取締役会 (<u>取締役会の設置</u>) 第17条 <u>当社は、取締役会を置く。</u>
(取締役の員数) 第16条 当社の取締役は、 <u>20名以内とする。</u>	(取締役の員数) 第18条 当社の取締役は、 <u>10名以内とする。</u>
(取締役の選任方法) 第17条 当社の取締役は、 <u>株主総会において選任する。</u> 2. 取締役の選任は、 <u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 3. 取締役の選任については、累積投票によらない。	(取締役の選任方法) 第19条 当社の取締役は、 <u>株主総会の決議をもって選任する。</u> 2. 取締役の選任決議は、 <u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u> 3. (現行どおり)
(取締役の任期) 第18条 取締役の任期は、 <u>就任後1年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u>	(取締役の任期) 第20条 取締役の任期は、 <u>選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
(代表取締役および役付取締役) 第19条 当社は、 <u>取締役会の決議により</u> 、代表取締役を選任する。 2. <u>取締役会の決議により</u> 、取締役の中から取締役社長1名を選任し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を選任することができる。	(代表取締役および役付取締役) 第21条 当社は、 <u>取締役会の決議をもって</u> 、代表取締役を選定する。 2. <u>取締役会はその決議をもって</u> 、取締役の中から取締役社長1名を選定し、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を選定することができる。
(取締役会の招集者および議長) 第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>代表取締役社長</u> が招集し、その議長となる。 2. <u>代表取締役社長</u> に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。	(取締役会の招集権者および議長) 第22条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>代表取締役会長</u> が招集し、その議長となる。 2. <u>代表取締役会長</u> に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。
(取締役会の招集手続) 第21条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。	(取締役会の招集手続) 第23条 (現行どおり)
(取締役会の決議方法) 第22条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。	(取締役会の決議方法) 第24条 (現行どおり)
(新設)	(<u>取締役会の決議の省略</u>) 第25条 <u>当社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第23条 取締役会の議事録は、議事の経過の要領およびその結果を記載し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第26条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し</u>、出席した取締役および監査役がこれに記名押印する。</p>
<p>(取締役の報酬および退職慰労金)</p> <p>第24条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会において定める。</p>	<p>(取締役の報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与其他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議をもって定める。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会 (新設)</p>	<p>第5章 監査役および監査役会 (監査役および監査役会の設置)</p> <p>第28条 当会社は、監査役および監査役会を置く。</p>
<p>(監査役の員数)</p> <p>第25条 当会社の監査役は、4名以内とする。</p>	<p>(監査役の員数)</p> <p>第29条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役の選任方法)</p> <p>第26条 当会社の監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 監査役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(監査役の選任方法)</p> <p>第30条 当会社の監査役は、株主総会の決議をもって選任する。</p> <p>2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>
<p>(補欠監査役の選任)</p> <p>第27条 当会社は法令の定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、定時株主総会において監査役の補欠者をあらかじめ選任（以下「予選」という。）することができる。</p> <p>2. 補欠監査役の選任は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 予選の効力は、当該選任のあった定時株主総会後最初に開催される定時株主総会開催の時までとする。</p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>
<p>(監査役の任期)</p> <p>第28条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間と同一とする。</p> <p>3. 前条に定める予選された補欠監査役が監査役に就任した場合、その監査役の任期は、退任した監査役の残任期間と同一とする。</p>	<p>(監査役の任期)</p> <p>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(削除)</p>
<p>(常勤監査役)</p> <p>第29条 監査役は、その互選により常勤監査役を定める。</p>	<p>(常勤の監査役)</p> <p>第32条 常勤の監査役は、監査役会の決議をもって選定する。</p>
<p>(監査役会の招集手続)</p> <p>第30条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(監査役会の招集手続)</p> <p>第33条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(監査役会の決議方法) 第31条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。	(監査役会の決議方法) 第34条 (現行どおり)
(監査役会の議事録) 第32条 監査役会の議事録は、議事の経過の要領およびその結果を記載し、出席した監査役がこれを記名押印する。	(監査役会の議事録) 第35条 監査役会における議事の経過の要領および結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印する。
(監査役の報酬および退職慰労金) 第33条 監査役の報酬および退職慰労金は、株主総会において定める。	(監査役の報酬等) 第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。
(新設)	第6章 会計監査人 (会計監査人の設置) 第37条 当社は、会計監査人を置く。
(新設)	(会計監査人の選任) 第38条 会計監査人は、株主総会の決議をもって選任する。
(新設)	(会計監査人の任期) 第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。 2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。
(新設)	(会計監査人の報酬等) 第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。
第6章 計 算 (営業年度および決算期日) 第34条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とし、営業年度の末日を決算期日とする。	第7章 計 算 (事業年度) 第41条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。
(利益配当金) 第35条 当社の利益配当金は、毎決算期日の最終の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録質権者に対して支払う。	(期末配当および基準日) 第42条 当社は、毎年3月31日を基準日として、定時株主総会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、期末配当金として剰余金の配当を行う。
(中間配当) 第36条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当金(商法第293条ノ5の規定による金銭の分配をいう。以下同じ。)を支払うことができる。	(中間配当および基準日) 第43条 当社は、毎年9月30日を基準日として、取締役会の決議をもって、株主または登録株式質権者に対し、中間配当金として剰余金の配当を行うことができる。
(除斥期間) 第37条 利益配当金および中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。	(配当金の除斥期間) 第44条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

以 上